

国民健康保険の保険証をお持ちの皆さん

その施術は保険証が使えますか？

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受ける場合は、保険証が使える範囲が定められています。

自己負担額を差し引いた残りの医療費は、国保加入者の皆さんが納める国保税等から支払われています。次の点に注意して、適切な受療にご協力をお願いします。

☑ 施術を受ける際は、柔道整復師に負傷原因を詳しく正確に伝えてください。交通事故等の第三者行為による場合は、福祉課に届出が必要です。

☑ 施術が長期にわたる場合は内科的要因が考えられます。医師の診断を受けてください。

☑ 償還払いを希望する場合は、領収書無くさないよう必ず保管してください。

〈保険証が使えるもの〉

急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）、骨折・脱臼の応急手当て



〈医師の同意がある場合のみ保険証が使えるもの〉

骨折、脱臼



〈保険証が使えないもの〉

右記以外の内科的要因や慢性的な症状、仕事中・通勤途中での負傷等



事故に遭ったら

保健センター福祉課に届出を！

国保加入者が第三者から受けた傷害の治療費は、加害者が負担するのが原則ですが、被害者が福祉課に届出を出すことで、一時的に国保で治療を受けることができます。

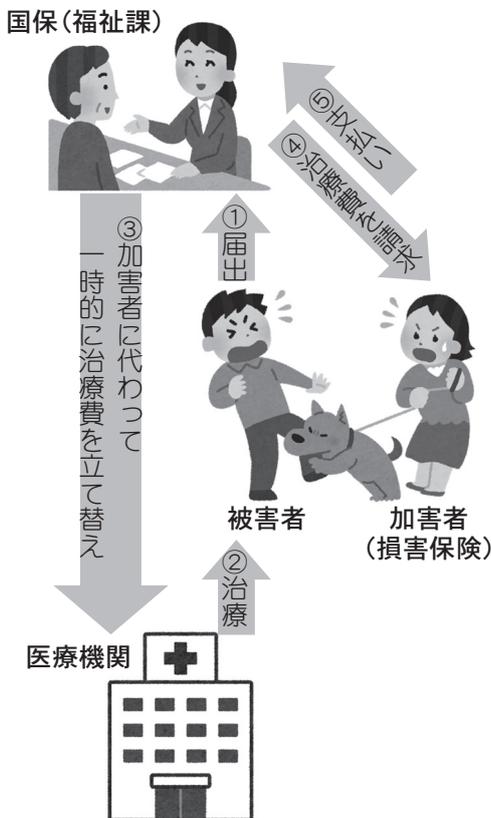
示談を済ませたり、加害者から治療費を受け取ったりすると、その取り決めが優先され、国保で治療が受けられなくなります。必ず示談前に福祉課に相談してください。

〈第三者行為の例〉

- ・ 同乗車で事故に遭ったとき
- ・ 子どもや重度の認知症患者、畜犬等の加害行為による負傷
- ・ 他人の私有地の工作物や竹木による負傷 等

〈届出に必要なもの〉

- ・ 事故証明書（人身事故）
- ・ 国保被保険者証
- ・ 印かん（認め印可）
- ・ マイナンバーがわかるもの
- ・ 本人確認ができるもの



問合せ先

保健センター福祉課

☎ 75-4101

国民年金保険料は前納がお得

国民年金保険料の支払いは口座振替が便利です。コンビニや金融機関へ支払いに行く手間が省けます。

口座振替の方法

- ① 2年前納
(4月～翌々年3月分)
- ② 1年前納
(4月～翌年3月分)
- ③ 6か月前納
(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- ④ 当月末振替(早割)

※本来の納付期限よりも1か月早く口座振替する方法です。

⑤ 翌月末振替
※保険料の割引はありません。

①②③④は割引が適用されるのでお得です！

口座振替申込み手続き

国民年金口座振替納付(変更) 申出書、納付書

または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。
※申出書は、年金事務所窓口、役場税務住民課に備え付けています。

申込みはお早めに

口座振替での平成29年度2年前納、1年前納、6か月前納(4月～9月分)の締め切りは、2月28日(火)です。

*すでに口座振替で納付している人は、再度の申し込み必要はありません。

ただし、1年前納から2年前納への変更といった振替方法を変更する場合は、再度申込みが必要ですよ。

問合せ先 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311 役場税務住民課 ☎75-4118

高齢運転者の講習・適性検査等が見直されます

3月12日に、道路交通法の一部を改正する法律が施行されます。主な改正内容は次のとおりです。



ぱころくん

高齢運転者(75歳以上) 対策の推進

① 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習

：改正前は免許証更新時に認知機能検査を受けていますが、改正後は、一定の違反行為をする と臨時に認知機能検査を受けなければなりません。検査で認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された場合は、「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。



② 臨時適性検査制度の見直し
：①で認知症のおそれがあると判定された人は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、または命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

③ 高齢者講習の合理化・高度化

：認知機能検査の結果によって受ける講習の内容・時間数等が変わります。

準中型免許の新設

：車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できる準中型免許が新設されます。すでに普通免許を保有している人は、限定解除審査(※)に合格すればこの免許を取得できます。

※審査は、最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場で技能審査等いずれか

問合せ先 智頭警察署 交通課 ☎75-0110